

2020年3月11日

各受講申請会社担当者及び受講生 殿

(一社)日本鉄道施設協会
札幌事務所長

新型コロナウイルス流行に伴う講習会等の中止及び今後の取扱いについて

日頃、当事務所の保安講習会等業務につきましてご協力いただきありがとうございます。
3月に入っても新型コロナウイルスの感染が続いており、去る3月10日JR北海道から講習会の中止と今後の取扱い等について指導がありましたのでお知らせいたします。

1 講習会の中止について

- 3月16日から3月31日までの講習会は中止する。
- 4月以降の講習会実施の有無については別途指示する。

2 中止された資格講習会の取扱いについて

(1) 継続受講者の取扱いについて

- ① 運転適性検査の有効期限は3月末日で失効する場合、今回特例で6カ月間(8月末日まで)のみなし延伸することとした。
- ② 資格の有効期限は8月末日までの継続講習を受講するときまで資格保有者とみなすこととした。該当する受講者は、4月以降協会が設定する代替講習会を受講するものとする。
なお、代替講習会を受講する場合は、**新たに受講申込書を提出する**こととし、その他の書類及び受講料等は3月に受け付けしているもので不要とする。
- ③ 医学適性検査については、代替講習の日に診断書の有効期限が切れている場合は、継続・新規共に再度提出を求める。
- ④ 資格認定証の発行日は、3月中に受講を予定されていた講習日とし、資格及び運転適性検査の有効期限は3年後の3月末日までとする。ただし、列車見張員の資格有効期限は1年後の3月末日までとする。
- ⑤ 3月に中止となった継続講習会の代替日は以下のとおりとする。

中止となった継続講習会			代替講習会	記事
月日	地区	講習会名	月日	
3月16日	函館	列車見張員(継)	6月19日	
3月17日	函館	列車見張員(継)	6月18日	
3月16日	札幌	列車見張員(継)	5月8日	
3月18日	札幌	特殊運転者(MC)	4月30日	
3月19日	札幌	軌道工事管理者(在)	5月1日	
3月30日	札幌	(特)(線)(機)	6月8日	
3月31日	札幌	(特)(線)(機)	7月8日	

(2) 新規受講者の取扱いについて

- ① 4月以降に計画されている列車見張員講習会を受講する。
なお、講習会を受講する場合は、**新たに受講申込書を提出する**こととし、その他の書類及び受講料等は3月に受付しているもので不要とする。

(3) 保安講習(10条教育等)の取扱いについて

- ① 3月に10条教育等を受講できなかった受講者は、下記代替日に受講するまでの間、2019年度分を受講したものとみなします。
なお、代替10条教育等を受講する場合は、**新たに受講申込書を提出する**こととし、その他の書類及び受講料等は3月に受け付けしているもので不要とする。
- ② 3月に中止となった10条教育の代替日は以下のとおりとする。

中止となった10条教育等			代替講習会	記事
月日	地区	講習会名	月日	
3月24日	札幌	10条教育・保線技術	5月28日	
3月25日	札幌	10条教育	5月29日	
3月26日	函館	10条教育・保線技術	6月17日	
3月27日	函館	10条教育	6月17日	

- ③ 10月1日以降に開催する、2021年度に向けた10条教育等は省略することはできませんので、年度内に2回の受講が必要です。

3 対象者

- (1) 3月16日から3月31日までの講習会を受講する予定であった者。
- (2) 3月1日から3月15日までの講習会で、「新型コロナウイルス感染予防に対する講習日の変更願い」を提出した者。

以上